

平成 23 年 7 月から簡易水道使用料・ 下水道使用料を統一します。

水道局業務課
土木部下水道課

日ごろ、長岡市政にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

長岡市は合併後、簡易水道使用料と下水道使用料は、旧市町村の料金の制度をそのまま継続してきましたが、平成23年7月使用分（7月定例検針の翌日分）から全市一律に長岡地域（旧長岡市）の制度に統一します。

また、市設置型合併処理浄化槽の使用料は、平成23年7月使用分から新使用料といたします。

なお、統一後の料金が値上がりする場合は、急激な負担増とならないように4年間にわたり段階的に減免を行います。

○ 統一後の簡易水道使用料（1か月当り）

用途	口径 (mm)	基本料金	従量料金	
			1m ³ 以上 10m ³ まで 1m ³ につき 60円	11m ³ 以上 1m ³ につき 165円
一般給水	13	480円	1m ³ につき 165円	
	20	990円		
	25	1,570円		
	30	2,400円		
	40	4,790円		
	50	9,040円		
	75	24,500円		
	100	50,700円		
浴場給水	一般給水と同じ		1m ³ につき	20円
臨時給水	一般給水と同じ		1m ³ につき	330円

* 基本料金と従量料金の合計金額に消費税相当額（5%）が加算されます。

○ 統一後の下水道使用料（1か月当り）

区分	汚水排出量	使用料
基本料金	8m ³ まで	656円
超過料金 (1m ³ につき)	9m ³ から10m ³ まで	82円
	11m ³ から40m ³ まで	126円
	41m ³ から100m ³ まで	148円
	101m ³ から500m ³ まで	169円
	501m ³ 以上	190円

* 基本料金と超過料金の合計金額（10円未満切捨）に消費税相当額（5%）が加算されます。

* 納付書は簡易水道使用料と下水道使用料を合わせたものとなります。

○ 統一後の市設置型合併処理浄化槽使用料（1か月当り）

浄化槽の規模	使用料
5人槽	2,800円
6人槽から7人槽まで	3,600円
8人槽から10人槽まで	4,200円

* 消費税相当額（5%）が加算されます。

* 納付書は簡易水道使用料と浄化槽使用料を合わせたものとなります。

裏面もご覧ください。

○ 値上りする場合の減免（簡易水道使用料・下水道使用料・浄化槽使用料共通）

消費税相当額を加算する前の1か月当たりの「統一後の料金の額」が「統一前の料金を適用して計算した額」と比べて増加する場合は、その増加額に対して、下記により減免を行います。

減免期間	減免割合
平成23年7月使用分から平成24年6月使用分	80%
平成24年7月使用分から平成25年6月使用分	60%
平成25年7月使用分から平成26年6月使用分	40%
平成26年7月使用分から平成27年6月使用分	20%
平成27年7月使用分以降	減免なし

* 統一後の料金が値下がりとなる場合は、その額が支払額となります。

○ 統一後・統一前の料金比較（一般家庭）【川口地域】

（税込み）

使用水量 (1か月)	簡易水道使用料				下水道使用料	
	口径 13mm		口径 20mm		統一料金	現行料金
	統一料金	現行料金	統一料金	現行料金		
10m ³	1,134円	2,446円	1,669円	2,478円	861円	2,950円
15m ³	2,000円	3,617円	2,535円	3,648円	1,522円	4,425円
20m ³	2,866円	4,788円	3,402円	4,819円	2,184円	5,901円
25m ³	3,732円	5,958円	4,268円	5,990円	2,845円	7,376円
30m ³	4,599円	7,129円	5,134円	7,161円	3,507円	8,851円
40m ³	6,331円	9,471円	6,867円	9,502円	4,830円	11,802円

* ご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

○お問合せ先

水道局 川口営業所 電話：89-4417

水道局 業務課料金係 電話：35-1619